

議案第 35 号

小田原市国民健康保険条例の一部を改正する条例

小田原市国民健康保険条例（昭和 34 年小田原市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「42 万円」を「48 万 8,000 円」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が健康保険法施行令（大正 15 年勅令第 243 号）第 36 条ただし書の規定を勘案し、必要があると認めるときは、これに 1 万 2,000 円を加算するものとする。

第 19 条の 2 第 1 項第 2 号中「28 万 5,000 円」を「29 万円」に改め、同項第 3 号中「52 万円」を「53 万 5,000 円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第 5 条の規定は、この条例の施行の日以後に給付理由の生じた出産育児一時金について適用し、同日前に給付理由の生じた出産育児一時金については、なお従前の例による。

3 改正後の第 19 条の 2 の規定は、令和 5 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 4 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

令和 5 年 2 月 14 日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

（理由）

健康保険法施行令等が一部改正され、被用者保険における出産育児一時金等の支給額が引き上げられることに伴い、本市の国民健康保険における出産育児一時金についてこれに準じた措置を講ずる等のため提案するものであります。